

令和7年度 阪神港における集貨事業一覧

船社向け

- ①外航航路誘致事業
- ②内航フィーダー航路維持・拡大事業
- ③内航フィーダー貨物誘致事業
- ④トランシップ貨物誘致事業(i)
- ⑤国内フェリー貨物誘致事業

荷主・物流事業者向け

- ④トランシップ貨物誘致事業(ii)
- ⑥物流改善支援事業(i)(ii)【改定】
- ⑦日本諸港利用促進事業(i)(ii)【拡充】
- ⑧リーファー輸出混載サービス誘致事業 ※物流事業者向けのみ
- ⑨農林水産物・食品輸出促進事業【新設】

令和7年度 阪神港における集貨事業一覧

番号	事業名	目的	対象事業者
1	外航航路誘致事業	外航航路網強化	外航コンテナ船社またはその日本代理店
2	内航フィーダー航路維持・拡大事業	内航航路網強化	内航船を運航する事業者
3	内航フィーダー貨物誘致事業	外航⇔内航の接続機能強化	外航コンテナ船社またはその日本代理店
4	トランシップ貨物誘致事業(i)(ii)	外航⇔外航の接続機能強化	(i) 外航コンテナ船社またはその日本代理店 (ii) 荷主・物流事業者
5	国内フェリー貨物誘致事業	外航⇔国内フェリーの接続機能強化	国内フェリーを運航する船社
6	物流改善支援事業(i)(ii)	阪神港の貨物維持・集貨促進	荷主・物流事業者
7	日本諸港利用促進事業(i)(ii)	阪神港への集貨及び海上輸送ネットワークの拡充	荷主・物流事業者
8	リーファー輸出混載サービス誘致事業	阪神港における食輸出促進	リーファー輸出混載サービスを提供するNVOCC
9	農林水産物・食品輸出促進事業	阪神港における食輸出促進	荷主・物流事業者

荷主・物流事業者向け 各事業内容

(トランシップ貨物誘致事業(ii)・物流改善支援事業(i)(ii))

番号	事業名	対象事業	支援内容
4	トランシップ貨物誘致事業(ii)	アジア～北米・欧州・大洋州・アフリカ・中南米間等において三国間輸送されているコンテナ貨物を、国際基幹航路を活用し阪神港でトランシップする事業(令和7年度新たなルートで輸送する実入りコンテナ)	単価:20,000円/TEU 上限:1,000TEU
6	物流改善支援事業 (i)他港利用からの転換支援事業	国内他港を利用して輸出入している外貿実入コンテナについて、新たに阪神港を利用した輸出入に転換する事業 (阪神港内での転換、仕出地・仕向地・トランシップ港が韓国の港となる貨物は対象外) ※輸送依頼者と輸送事業者による共同提案	単価:20,000円/TEU 上限:1,000TEU ※対象期間内に20TEU以上輸出入
6	物流改善支援事業 (ii)モーダルシフト支援事業	国内輸送の全経路において貨物自動車による陸上輸送を行っていた外貿実入コンテナについて、船舶(内航船・フェリーはしけ)または鉄道を利用した輸送モードに転換し、阪神港で輸出入する事業 ※輸送依頼者と輸送事業者による共同提案	単価:3,000円/TEU 上限:1,000TEU ※対象期間内に20TEU以上輸出入

荷主・物流事業者向け 各事業内容

(日本諸港利用促進事業(i)(ii))

番号	事業名	対象事業	支援内容
7	日本諸港利用促進事業 (i)他港利用からの転換支援事業	利用促進港(※)かつ阪神港以外の港を利用して輸出入している外貿実入りコンテナについて、新たに利用促進港かつ阪神港利用に転換し、利用促進港の港湾管理者等が実施するインセンティブの適用を受けている事業 (仕出地・仕向地・トランシップ港が韓国の港となる貨物は対象外) ※利用促進港(五十音順): (九州地方)油津港、伊万里港、大分港、熊本港、薩摩川内港、志布志港、細島港、宮崎港、八代港 (日本海側)秋田港、境港、敦賀港、伏木富山港 (四国地方)徳島小松島港	単価:25,000円/TEU 上限:1,000TEU ※対象期間内に20TEU以上輸出入
7	日本諸港利用促進事業 (ii)モーダルシフト支援事業	国内輸送の全経路において貨物自動車により陸送等で輸出入(阪神港の利用有無を問わない)をしている外貿実入コンテナについて、利用促進港と阪神港を結ぶ海上輸送ネットワークへ輸送モードを転換し、利用促進港の港湾管理者等が実施するインセンティブの適用を受ける事業	単価:6,000円/TEU 上限:1,000TEU ※対象期間内に20TEU以上輸出入

荷主・物流事業者向け 各事業内容

(リーファー輸出混載サービス誘致事業・農林水産物・食品輸出促進事業)

番号	事業名	対象事業	支援内容
8	リーファー輸出混載サービス誘致事業	新たに阪神港において、定期的にリーファー輸出混載サービスを展開する事業 (i)新たに阪神港でリーファー輸出混載サービスを開始する事業 (ii)令和5年度以降に当事業の委託を受け、令和7年度も継続される事業	単価:90,000円/unit ※(ii)は2年目80%、3年目60% 上限:1サービス200万円 ※1事業者につき5事業まで
9	農林水産物・食品輸出促進事業	令和7年度に新たな輸送スキーム、物流モデル構築に向けた取組みにおいてリーファーコンテナ(FCL)を使用し、阪神港の集貨かつ食品輸出における高付加価値化や物流効率化に資する事業(トランシップ港が韓国の港となる貨物は対象外)	単価:輸送経費の1/2 上限:100万円(税込)